

地域支援事業について

佐賀中部広域連合
第4期計画策定
第3回策定委員会資料

■地域支援事業の概要

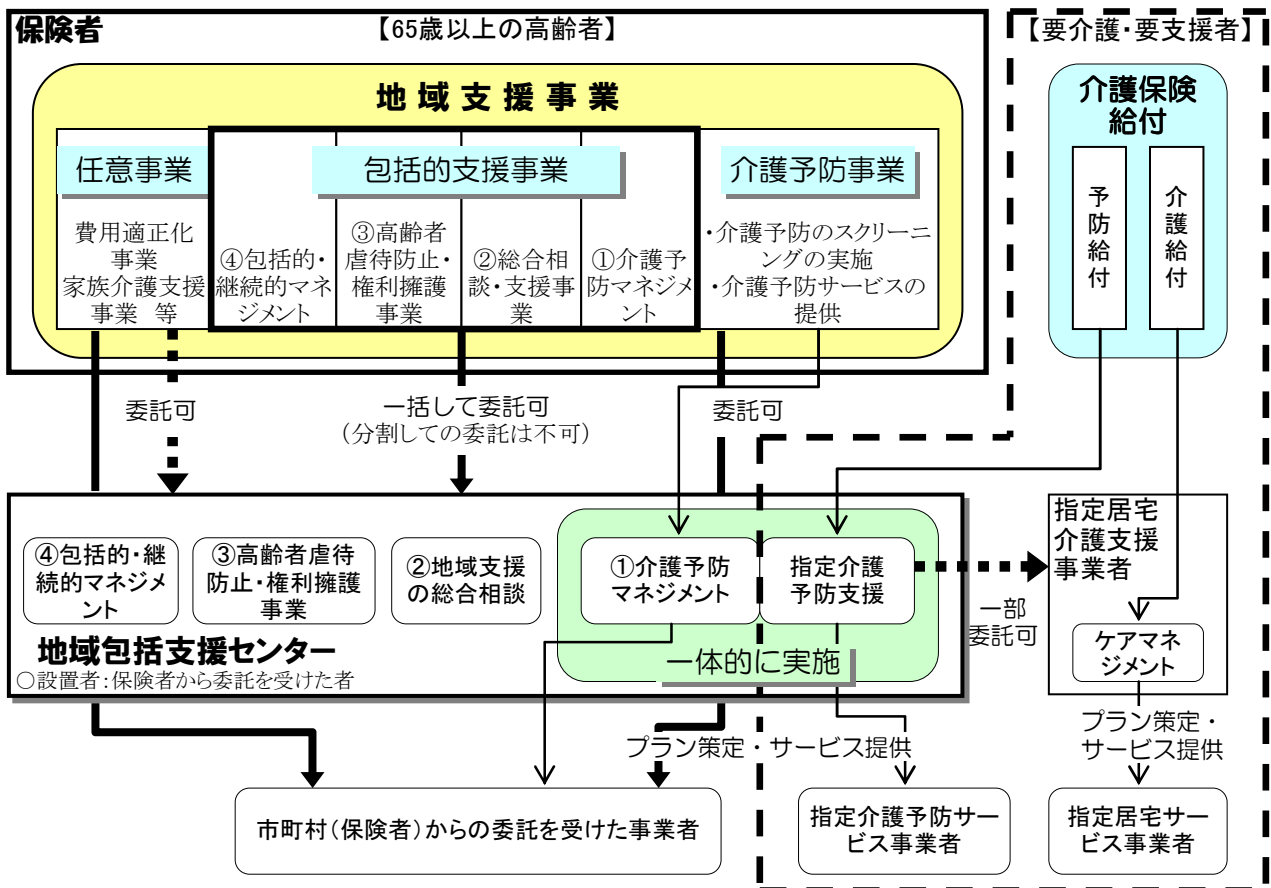
1. 地域支援事業の全体像

介護保険法第115条の38において、「要介護・要支援状態になる前からの介護予防を推進するとともに、地域における包括的・継続的なマネジメント機能を強化する観点から市町村が実施する地域支援事業を創設する」ことが定められています。

地域支援事業は①介護予防事業（必須事業）②包括的支援事業（必須事業）③任意事業で構成され、認定審査で「非該当（自立）」と判定された方や地域のすべての高齢者を対象に、これからも元気で介護が必要とならないためのさまざまなサービスを提供する事業です（下図参照）。

地域支援事業は、保険者である佐賀中部広域連合が主体となって平成18年度から実施しています。本広域連合では、スケールメリットが得られる事業については本広域連合で直接実施し、地域資源の活用や個々の高齢者の状況把握が必要な事業については、構成市町や各種法人に委託して実施します。

■地域支援事業の全体像及び介護保険給付との関係図



(1) 介護予防事業の内容

地域支援事業における必須事業である介護予防事業は、地域の高齢者（第1号被保険者）の中からスクリーニングされた「介護予防特定高齢者施策」と、すべての高齢者を対象とする「介護予防一般高齢者施策」に分けられます。具体的な内容は以下のとおりです。

介護予防事業	① 介護予防特定高齢者施策	<ul style="list-style-type: none"> ● 特定高齢者把握事業……訪問活動を担う保健師や主治医等とも連携しながら、事業の対象となる特定高齢者を把握します。なお医療制度改革に伴い、平成20年度より「生活機能評価」は老人保健事業から介護保険の地域支援事業に位置付けられ、介護予防事業の特定高齢者把握事業として実施することとなっています。 ● 通所型介護予防事業……介護予防を目的として「運動器の機能向上」「栄養改善」「口腔機能の向上」等に効果があると認められる通所型の事業を実施するものです。 ● 訪問型介護予防事業……閉じこもり、認知症、うつ等のおそれのある（またはこれらの状態にある）特定高齢者を対象に、保健師等がその対象者の居宅を訪問し、生活機能に関する問題を総合的に把握・評価し、必要な相談・指導を実施するものです。 ● 介護予防特定高齢者施策評価事業……介護保険事業計画に定める「介護予防事業の効果による要介護者数の目標値」に照らして、介護予防事業の達成状況を検証することになっています。
	② 介護予防一般高齢者施策	<ul style="list-style-type: none"> ● 介護予防普及啓発事業……パンフレットの作成・配布等を通して、介護予防に資する基本的な知識を普及啓発するものです。 ● 地域介護予防活動支援事業……介護予防ボランティア等の人材育成のための研修や、介護予防に資する地域活動組織の育成・支援のための事業等を実施するものです。 ● 介護予防一般高齢者施策評価事業……原則として、年度ごとに、事業評価項目により、プロセス評価を中心に事業評価を実施することになっています。

(2) 包括的支援事業の内容

包括的支援事業の内容は以下のとおりです。保険者は、地域包括支援センターに、これらの取り組みを一括して委託をして、実施することが可能になっています。

包括的支援事業	① 介護予防マネジメント……特定高齢者を対象とする介護予防事業のケアプラン作成と予防事業の実施等を行うものです。
	② 総合相談支援事業……地域の高齢者の実態把握、介護以外の生活支援サービスとの調整等を行うものです。
	③ 権利擁護事業……高齢者の虐待防止や早期発見、早期対応等を行うものです。
	④ 包括的・継続的マネジメント事業……高齢者の状態の変化に応じて適切な保健・医療・福祉サービスが受けられるようにケアマネジャーへの助言を行うとともに、地域との連携・協力体制を整備するものです。

(3) 任意事業の内容

介護保険事業の運営の安定化及び被保険者の地域における自立した日常生活の支援のために以下の事業を行ないます。その他の事業については、構成市町の実情に応じた形態で実施します。

任意事業	① 介護給付等適正化事業……真に必要な介護サービス以外の不要なサービスが提供されていないかの検証、制度趣旨や良質な事業展開のために必要な情報の提供、連絡協議会の開催等により、利用者にとって適切なサービスを提供できる環境の整備を図るとともに、介護給付費の適正化を図ります。
	② 家族介護支援事業……家族介護教室や、介護による家族のさまざまな負担を軽減するために介護用品の支給などを行う家族介護継続支援事業を行っています。
	③ その他の事業 <ul style="list-style-type: none"> ● 成年後見制度利用支援事業……判断能力が不十分の方（認知症高齢者など）の財産管理などを後見人が行う「成年後見制度」の申し立て経費を制度経済的な理由から支払えない方に、その経費の助成をします。 ● 地域自立生活支援事業……高齢者の相談を受け、必要な助言・指導を行なう介護相談員派遣事業を実施しています。見守り等が必要な高齢者に対し、配食サービスの活用により、高齢者の状況を定期的に把握し、適宜地域包括支援センターに報告を行なう等の地域資源を活用したネットワーク形成に資する事業を実施しています。 ● その他の事業……高齢者の生きがいと社会参加を促進するため高齢者の生きがいと健康づくり事業として高齢者趣味の作品展、高齢者スポーツ大会、老人センター等における各種講座等を実施しています。

2. 地域支援事業費の実績

第3期計画における地域支援事業の対象者は、平成18年度は高齢者人口の2%、19年度で4%を見込んでいましたが、判定基準等に課題があり、実際には地域支援事業の実施者数は目標値より大幅に下回る結果となっています。そのため、平成18年度、19年度の介護予防事業費は、計画値と比べ実績値は大きく下回っています。

● 地域支援事業費・第3期事業計画値と実績の比較(平成18年度・19年度)

(単位:千円)

事業名	平成18年度								計画値比(%)
	計画値	実績値	実績値内訳(市町別)						
			佐賀中部 広域連合	佐賀市	多久市	小城市	神埼市	吉野ヶ里 町	
(1) 介護予防事業	144,514	18,837	5,616	5,366	3,189	1,405	1,962	1,300	13.0%
①介護予防 特定高齢者施策	133,456	8,686		3,610	1,853	425	1,498	1,300	6.5%
②介護予防 一般高齢者施策	11,058	10,151	5,616	1,756	1,336	979	464	0	91.8%
(2) 包括的支援事業	200,000	200,000		124,658	17,590	25,436	21,042	11,274	100.0%
(3) 任意事業	74,075	67,563	11,168	37,754	4,790	7,775	3,690	2,386	91.2%
①介護給付等 適正化事業	5,853	5,700	5,700						97.4%
②家族介護 支援事業	9,251	6,565		5,121	420	744	170	111	71.0%
③その他の事業	58,971	55,298	5,467	32,634	4,370	7,031	3,520	2,275	93.8%
地域支援事業費 合計	418,589	286,400	16,783	167,778	25,569	34,616	26,694	14,960	68.4%

※「佐賀市」には旧川副町・東与賀町・久保田町を含む

(単位:千円)

事業名	平成19年度								
	計画値	実績値	実績値内訳(市町別)						計画値比(%)
			佐賀中部 広域連合	佐賀市	多久市	小城市	神崎市	吉野ヶ里 町	
(1) 介護予防事業	213,120	79,358	5,090	52,439	5,193	2,743	8,953	4,942	37.2%
①介護予防 特定高齢者施策	200,381	64,452		48,208	4,031	623	7,842	3,748	32.2%
②介護予防 一般高齢者施策	12,739	14,907	5,090	4,231	1,162	2,120	1,111	1,194	117.0%
(2) 包括的支援事業	200,000	249,500		156,500	18,500	35,500	23,000	16,000	124.8%
(3) 任意事業	74,075	64,680	12,043	34,566	4,041	6,673	5,289	2,068	87.3%
①介護給付等 適正化事業	5,853	6,471	6,471						110.6%
②家族介護 支援事業	9,251	13,939		12,036	20	827	864	192	150.7%
③その他の事業	58,971	44,270	5,572	22,530	4,021	5,846	4,425	1,876	75.1%
地域支援事業費 合計	487,195	393,539	17,133	243,505	27,734	44,916	37,242	23,010	80.8%

■介護予防事業について

1. 介護予防特定高齢者施策の実績

平成19年度では、佐賀中部広域連合圏域全体で2,882人の特定高齢者を把握し、このうち通所型介護予防事業に659人、訪問型介護予防事業に17人が参加しています。なお、平成20年度は、特定高齢者の主な把握経路であった健診の実施主体が、医療制度改革に伴い、市町から医療保険者となり、生活機能評価については介護保険者が実施することとなりました。

そこで、65歳から74歳の前期高齢者については、国民健康保険が行なう特定健診との同時実施、75歳以上の後期高齢者及び被用者保険の被扶養者等については、地域の虚弱な高齢者に対し事前に基本チェックリストを実施し、特定高齢者候補者に選定された者を対象とする生活機能評価の単独実施により把握することとしています(多久市は生活機能評価の単独実施のみ)。

このような実施体制となった平成20年度は、7月までに1,114人の特定高齢者を把握しており、その内訳は特定健診との同時実施による者616人、生活機能評価単独実施による者534人となっています。また、この特定高齢者のうち通所型介護予防事業に599人、訪問型介護予防事業に29人が参加しています。

●特定高齢者施策実施者数・特定高齢者把握事業の実績

(単位:人)

構成市町		高齢者人口 (各年8月1日現在)	特定高齢者把握事業					特定高齢者把握数 (決定者)	特定高齢者施策実施者数	
			基本チェックリストを実施した者の数	生活機能チェック受診者数(非該当となつた者を含む)	生活機能評価の受診者数(平成20年度候補者のみ受診)	特定健診との同時実施	単独実施		通所型介護予防事業の参加者数(実人員)	訪問型介護予防事業の参加者数(実人員)
佐賀市	平成20年度	52,714	2,195	2,195	640	233	407	639	436	0
	平成19年度	51,968	6,320	6,320	6,320			1,615	454	0
多久市	平成20年度	5,974	865	88	88	—	88	79	78	4
	平成19年度	5,999	1,649	1,649	1,649			301	78	2
小城市	平成20年度	10,151	1,527	1,413	231	215	16	205	24	0
	平成19年度	10,045	2,495	2,495	2,495			366	35	0
神埼市	平成20年度	7,986	1,051	1,051	99	99	0	99	45	25
	平成19年度	7,921	2,202	2,202	2,202			417	28	15
吉野ヶ里町	平成20年度	3,120	569	569	93	69	23	92	16	0
	平成19年度	3,065	927	927	927			183	64	0
佐賀中部広域連合	平成20年度	79,945	6,207	5,316	1,151	616	534	1,114	599	29
	平成19年度	78,998	13,593	13,593	13,593			2,882	659	17

※平成20年度の通所型介護予防事業の参加者には、19年度に把握したのものも含まれる。

平成20年度の特定高齢者数は7月31日現在の数。

2. 介護予防事業の問題点と今後の方向性

(1) 特定高齢者把握事業

特定高齢者の把握のため行う生活機能評価は、平成 18 年の制度改正時は老人保健事業の基本健診の中で実施していましたが、平成 20 年度からは、国民健康保険が行う特定健診との同時実施又は単独の生活機能評価により、特定高齢者の把握を行っています。

しかし、特定健診の受診者は、比較的健康的な方が多く、特定高齢者が把握される割合は低いものとなっています。(特定高齢者数 1,114 人/生活機能チェック受診者数 5,316 人=21%)

今後は、特定健診以外にも、医療機関、民生委員、自治会等の地域とのネットワークを強固にした上で、そのネットワークを活用した情報等により介護が必要となるおそれのある対象者を把握し、予防事業に結び付けていく必要があります。

(2) 通所型介護予防事業

特定高齢者把握事業により把握された特定高齢者を対象に、「運動器の機能向上」「栄養改善」「口腔機能の向上」を実施していますが、今後、把握事業の充実等により特定高齢者の増加が見込まれるため、予防事業の充実のため、実施する事業所の拡充の検討を行う必要があります。

また、事業内容についても、より良いプログラムで実施され評価まで行うことができるよう、PT (理学療法士)、OT (作業療法士)、管理栄養士、歯科衛生士等、専門家との連携強化や地域リハビリテーション広域支援センターの研修等により資質向上を図ることが重要です。

(3) 一般高齢者施策

介護予防に資する基本的な知識を普及啓発するため、パンフレット等の配布、テレビ広報、介護予防講演会、高齢者健康相談の実施、健康保持のための運動教室を実施しています。

しかし、高齢者要望等実態調査でも見られるように、地域包括支援センターや特定高齢者施策の認知度が低いため、今後、その周知にも力を入れていく必要があります。また、特定高齢者施策を終了した方が運動を継続していくためにも、受け皿としての教室や自主的な活動を支援する取り組みが必要となります。

また、介護予防が地域に根付くためには、地域リーダーやボランティア等の育成は重要な課題となります。域内では各地で民間資源を活用しながら養成講座等を実施していますが、人数的にも十分とは言えず、今後も力を入れていく必要があります。

認知症の対策については、その有効な対策を探るために、佐賀大学医学部と共同で認知症予防事業に取り組み、効果測定を図りながら有効な事業を模索しその事業を推進していきます。

● 特定高齢者の把握数及び事業参加の実績及び見込

(単位: 人/%)

区分	平成 18年度 実績	平成 19年度 実績	平成 20年度 見込み	平成 21年度 計画	平成 22年度 計画	平成 23年度 計画	平成 24年度 計画	平成 25年度 計画	平成 26年度 計画
高齢者人口	77,643	79,185	79,585	80,575	81,004	80,684	81,686	83,142	84,625
特定高齢者把握数 (地域支援事業対象者数)	422	2,882	4,775	5,640	6,480	7,262	8,169	8,314	8,462
特定高齢者把握率 (地域支援事業対象率)	0.5%	3.6%	6.0%	7.0%	8.0%	9.0%	10.0%	10.0%	10.0%
地域支援事業実施者数 【地域支援事業実施者/高齢者人口】	107 【0.1%】	659 【0.8%】	1,035 【1.3%】	1,612 【2.0%】	2,430 【3.0%】	3,227 【4.0%】	4,084 【5.0%】	4,157 【5.0%】	4,231 【5.0%】

■包括的支援事業(地域包括支援センター)について

1. 地域包括支援センターの考え方

身近な地域で地域の特性に応じた多様で柔軟なサービス提供を可能とし、認知症ケアや地域ケアを推進するために「地域包括支援センター」が創設されました。

地域包括支援センターは、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、地域支援事業のうちの包括的支援事業（①介護予防事業のマネジメント②介護保険外のサービスを含む高齢者や家族に対する総合的な相談・支援③被保険者に対する虐待の防止、早期発見等の権利擁護事業④支援困難ケースへの対応などケアマネジャーへの支援）の4事業を、地域において一体的に実施する役割を担う中核拠点として設置されるものです。

設置者は、保険者又は地域支援事業（包括的支援事業）の実施を保険者から委託を受けた者となっており、概ね人口1.5万人～3万人に1か所が設置の目安となっています。

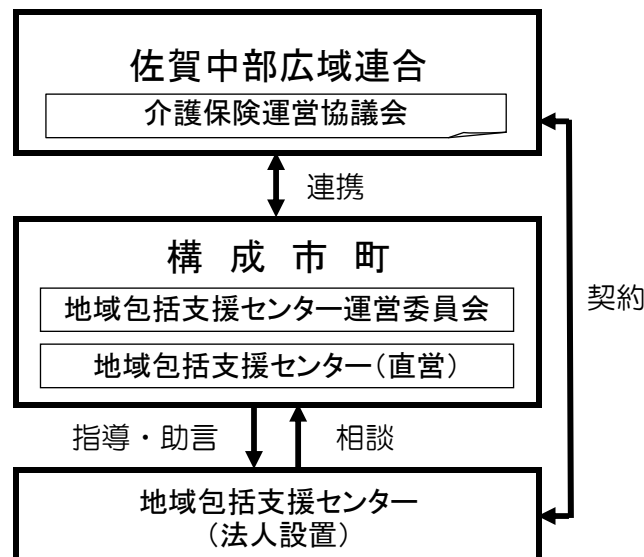
2. 佐賀中部広域連合における地域包括支援センターの設置状況

本広域連合では、地域包括支援センターが今後の市町の高齢者保健福祉に関する中核的な役割を果たすものと位置付けています。また、中立・公平性の確保、関係部署との協力及び介護予防事業との連携等の利点を考慮して、現状では各構成市町に地域包括支援センターを設置し、サービスの質の確保を図っています。

本広域連合では、中部広域連合圏域全体の地域包括支援センターの運営に関する運営方針の協議を行うため、佐賀中部広域連合が設置する運営協議会と、構成市町それぞれの地域の実情に合わせたセンター運営を行うために協議を行うため、各市町ごとに設置する、「地域包括支援センター運営委員会」があります。この運営協議会と運営委員会がそれぞれの役割を担い、連携して、本広域連合内の地域包括支援センターの運営にあたっています。しかしながら、新制度発足当初のためマンパワー確保不足などの諸問題もあり、その機能が十分に発揮されたとは言えません。

今後、本広域連合と地域包括支援センターとの連携はもとより、地域包括支援センター相互の連携が不可欠であるとともに、ますますその関係が重要になることから、域内が一体となって地域包括支援センターのかかえる課題の検討や情報等の共有化を図っていきます。

● 佐賀中部広域連合・構成市町と地域包括支援センターの関係図



● 地域包括支援センターの設置状況（平成20年8月1日現在）

市町名	名称	担当地区	住所	65歳以上人口	人口
佐賀市	佐賀市地域包括支援センター	勸興・循誘・日新・赤松・神野・兵庫・本庄・新栄・開成	佐賀市栄町1番1号 (佐賀市庁舎内)	52,714	237,537
	佐賀市地域包括支援センター(諸富)	諸富町 巨勢・北川副・蓮池	佐賀市諸富町 大字諸富津1番地2 (佐賀市諸富支所内)		
	佐賀市地域包括支援センター(大和)	大和町 高木瀬・鍋島・金立・久保泉・若楠	佐賀市大和町 大字尼寺1870番地 (佐賀市大和支所内)		
	佐賀市地域包括支援センター(北部)	富士町 三瀬村	佐賀市富士町 大字古湯2685番地 (佐賀市富士支所内)		
	佐賀市地域包括支援センター(南部)	川副町 東与賀町 久保田町 嘉瀬・西与賀	佐賀市東与賀町 大字下古賀1193番地 (佐賀市東与賀支所内)		
多久市	多久市地域包括支援センター	多久市	多久市北多久町 大字小侍7番地1 (多久市役所内)	5,973	22,499
小城市	小城市北部地域包括支援センター	小城町・三日月町	小城市三日月町 長神田2312番地2 (小城市三日月庁舎内)	6,175	30,138
	小城市南部地域包括支援センター	牛津町・芦刈町	小城市芦刈町 三王崎1522 (芦刈町保健福祉センター内)	3,975	16,468
神崎市	神崎市地域包括支援センター	神崎市	神崎市神埼町410番地 (神崎市神埼庁舎内)	7,992	33,809
吉野ヶ里町	吉野ヶ里町地域包括支援センター	吉野ヶ里町	神埼郡吉野ヶ里町 三津777番地 (吉野ヶ里町東脊振庁舎内)	3,150	16,044

合計 10カ所

※人口は住民基本台帳(平成20年8月1日現在)

3. 包括的支援事業の問題点と今後の方向性

本広域連合において包括的支援事業を一括して実施している地域包括支援センターの体制整備を順次図ってきましたが、まだ不十分であったために、要支援1・2認定者へのプランニングや給付管理に追われ、包括的支援事業に十分に取り組めていない状況にあります。

このため、今後は、1センター当たりの高齢者人口が多く担当地区が広がっている佐賀市、神崎市の地域包括支援センターについて、民間委託により設置箇所数の充実を図り、地域に根ざした地域包括支援センターとし、包括的支援事業の実施ができる体制強化を図りたいと考えています。

● 平成21年度以降の地域包括支援センター設置案

市町名	名称(案)	担当地区	住所	65歳以上人口	人口	高齢化率
佐賀市	佐賀市 成章 地域包括支援センター	勸興・神野	佐賀市栄町1番1号 (佐賀市本庁)	3,855	17,673	21.8%
	佐賀市 城南 地域包括支援センター	赤松・北川副		4,984	20,641	24.1%
	佐賀市 昭栄 地域包括支援センター	日新・嘉瀬・新栄		5,449	22,899	23.8%
	佐賀市 城東 地域包括支援センター	循誘・巨勢・兵庫		5,163	25,920	19.9%
	佐賀市 城西 地域包括支援センター	西与賀・本庄		4,118	18,173	22.7%
	佐賀市 城北 地域包括支援センター	高木瀬・若楠		4,857	22,794	21.3%
	佐賀市 金泉 地域包括支援センター	金立・久保泉		2,473	9,650	25.6%
	佐賀市 鍋島 地域包括支援センター	鍋島・開成		3,366	22,660	14.9%
	佐賀市 諸富・蓮池 地域包括支援センター	芙蓉・諸富北・諸富南	佐賀市諸富町大字諸富津1番地2 (佐賀市諸富支所)	3,555	13,580	26.2%
	佐賀市 大和 地域包括支援センター	春日・川上・春日北・松梅	佐賀市大和町大字尼寺1870番地 (佐賀市大和支所)	4,761	22,471	21.2%
	佐賀市 富士 地域包括支援センター	富士南・富士・北山・北山東部	佐賀市富士町大字古湯2685番地 (佐賀市富士支所)	1,500	4,591	32.7%
	佐賀市 三瀬 地域包括支援センター	三瀬	佐賀市三瀬村三瀬2764番地 (佐賀市三瀬支所)	480	1,523	31.5%
	佐賀市 川副 地域包括支援センター	中川副・大詫間・南川副・西川副	佐賀市川副町大字鹿江623番地1 (佐賀市川副支所)	4,733	18,160	26.1%
	佐賀市 東与賀 地域包括支援センター	東与賀	佐賀市東与賀町大字下古賀1193番地 (佐賀市東与賀支所)	1,658	8,444	19.6%
佐賀市 久保田 地域包括支援センター	思斉	佐賀市久保田町大字新田3323番地 (佐賀市久保田保健センター)	1,762	8,358	21.1%	
多久市	多久市 地域包括支援センター	多久市	多久市北多久町大字小侍7番地1 (多久市役所内)	5,973	22,499	26.5%
小城市	小城市北部 地域包括支援センター	小城町・三日月町	小城市三日月町長神田2312番地2 (小城市三日月庁舎内)	6,175	30,138	20.5%
	小城市南部 地域包括支援センター	牛津町・芦刈町	小城市芦刈町三王崎1522 (芦刈町保健福祉センター内)	3,975	16,468	24.1%
神崎市	神崎市 北部 地域包括支援センター	脊振・仁比山・西郷		3,070	12,569	24.4%
	神崎市 中部 地域包括支援センター	神埼		1,936	9,018	21.5%
	神崎市 南部 地域包括支援センター	千代田西部・千代田中部・千代田東部		2,986	12,222	24.4%
吉野ヶ里町	吉野ヶ里町 地域包括支援センター	吉野ヶ里町	神埼郡吉野ヶ里町三津777番地 (吉野ヶ里町東脊振庁舎内)	3,150	16,044	19.6%

合計 22カ所

※人口は住民基本台帳(平成20年8月1日現在)

■任意事業について

地域支援事業における任意事業は、地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心して、その人らしい生活を継続していくことができるようにするために、地域の実情に応じた必要な支援を行うものです。

すなわち、佐賀中部広域連合における任意事業については、構成市町がそれぞれ策定する「高齢者（保健）福祉計画」と密接な関係があるため、互いに連携を取りながら今後の方向性を見いだしていくことが不可欠となります。そのため、各構成市町の高齢者（保健）福祉計画策定の進捗状況に合わせて、具体的な方向性が決定されていくこととなります。

■地域支援事業費の見込み

地域支援事業に係る事業費は、給付費の3パーセントを上限として定めることとなっており、その総枠の中で、前述の3事業（介護予防事業、包括的支援事業、任意事業）に係る事業費の振り分けを行います。

第3期における事業費は3パーセントの上限まで設定していたこと、また、第4期においては、より一層の事業拡充に取り組むことなどから、上限の給付費の3パーセントまで至ることを想定しています。

● 地域支援事業費の見込み

(単位:千円)

	平成21年度		平成22年度		平成23年度	
	金額 (見込み)	給付費見込額 に対する割合	金額 (見込み)	給付費見込額 に対する割合	金額 (見込み)	給付費見込額 に対する割合
地域支援事業費	613,883	3.00%	622,363	3.00%	626,032	3.00%
(1)介護予防事業	204,983	1.00%	229,463	1.11%	233,132	1.12%
(2)包括的支援事業	358,900	1.75%	342,900	1.65%	342,900	1.64%
(3)任意事業	50,000	0.24%	50,000	0.24%	50,000	0.24%
(参考)給付費見込み(標準給付費一算定対象審査支払い手数料)	20,462,769		20,745,433		20,867,717	

※注 ここでの給付費見込み額は、各種サービス見込み量については、第2回策定委員会でお示した概算を、算定対象審査支払い手数料等については、平成19年度の実績をもとにしています。暫定的に算出したもので、これからの施策要件や介護報酬単価の改定等を加味したものではありません。

また、平成21年度から平成23年度までの地域支援事業費の3事業への振り分け見込みについても、次の理由により今後の策定委員会で確定値を示すこととなります。

- (1) 介護予防事業において、特定高齢者把握事業を、今年度から特定健診との同時実施となったため、その把握数の見込みが現時点で難しく、それに伴って実施事業への参加数も見込がたたず、介護予防特定高齢者施策の事業費総計が困難であること。
- (2) 包括的支援事業において、地域包括支援センターの設置増加数が確定しておらず、それに伴う運営費用の増加も確定していないため、事業費総額の推計が困難であること。